宝塚市都市計画マスタープラン(案)及び宝塚市立地適正化計画(案) についての意見と市の考え方の公表について

宝塚市では、宝塚市都市計画マスタープラン(案)及び宝塚市立地適正化計画(案) 策定の趣旨や内容等について、広く公表し、市民の皆様からの意見を反映するため、意 見募集を行いました。

その結果、市民等の皆様から次のとおり意見をいただきましたので、意見の内容とそれに対する市の考え方を公表します。

この度は、貴重な意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間 ※意見募集は終了しました。

令和3年(2021年)12月1日(水)から令和4年(2022年)1月4日(火)まで

2 意見の募集内容(概要)

宝塚市都市計画マスタープラン (案) 及び宝塚市立地適正化計画 (案) には、以下の事項を定めています。

(1) 宝塚市都市計画マスタープラン(案)

第6次宝塚市総合計画に定める基本構想を実現していくため、都市づくりの目標 を掲げ、都市づくり全般の観点から部門別の方針を定めています。

(2) 宝塚市立地適正化計画(案)

本市では、宝塚市都市計画マスタープランで掲げる都市づくりの目標を実現していくため、持続可能な都市づくりの観点から「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく居住誘導や都市機能誘導に関する方針などを定めています。

3 パブリック・コメントの実施結果

(1)意見提出者数 5人

(内訳) ファクシミリ 1人電子メール 3人電子 (インターネット) 1人

(2)提出意見数 30件

(3) 意見の内容と市の考え方及び見直しの結果

(内訳) 計画案に反映した意見 2件 計画案に反映しなかった意見 28件 詳細は、別紙「宝塚市都市計画マスタープラン(案)及び宝塚市立地適正化計画 (案)」に対するパブリック・コメント手続に基づく意見募集の結果一覧表のとお りです。

(4) パブリック・コメント手続以外での修正内容

詳細は、別紙「宝塚市都市計画マスタープラン(案)及び宝塚市立地適正化計画 (案)」に対するパブリック・コメント手続き以外での修正内容一覧表のとおりで す。

4 実施結果の公表方法について

①市ホームページ (http://www.city.takarazuka.hyogo.jp)

トップページから「宝塚市都市計画マスタープラン見直し等について」で検索するか、または「検索用 ID: 1031119」を入力してアクセスできます。右の二次元コードからもアクセス可能です。



②市の窓口

都市計画課(市役所2階)、市民相談課(市役所1階)、各サービスセンター・サービスステーション、各人権文化センター、各公民館・図書館で公表しています。

5 公表期間

令和4年(2022年)3月1日(火)から令和4年(2022年)3月31日(木)まで

6 お問い合わせ先

〒665-8665 (住所記載不要)

「宝塚市役所 都市整備部 都市整備室 都市計画課」

電話番号 0797-77-2088 (直通)

ファクシミリ 0797-74-8997

電子メールアドレス m-takarazuka0073@city.takarazuka.lg.jp

市役所所在地 宝塚市東洋町1番1号(都市計画課は市役所2階です。)